

第5期
芽室町障がい者福祉計画
第1期
芽室町障がい児福祉計画

(平成30年度～令和2年度)

【令和元年度進行管理資料】

■ 第5期芽室町障がい者福祉計画・第1期芽室町障がい児福祉計画の概要

1. 基本目標

「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、『障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現』を基本目標とします。

2. 基本施策

『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』に掲げる4つの基本施策を推進します。

1 早期発見及び早期支援

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育くむよう努めます。

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 保護者支援の推進
- (3) 地域支援の強化
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めます。

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

3 生活支援

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努めます。

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努めます。

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

■ 第5期芽室町障害者福祉計画・第1期芽室町障がい児福祉計画の進捗状況

基本施策

1. 早期発見及び早期支援

(1) 専門的な支援の充実

発達支援を要する児童への、専門的な支援体制の整備・充実を図ります。

番号	項目	内容
1	発達支援センターの充実	発達支援を要する児童へ児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業を行い、かつ通所児童だけでなく広くアセスメントや相談支援・訪問支援を行う、発達支援の地域の中核として機能する施設運営を充実させます。
R1	年度取組状況	在籍児童数は104名（12月末時点）と例年並みで推移しています。芽室町構音発達支援システムについてまとめ、町内の幼稚園保育所と理解や対応について共有しました。
2	重症心身障がい児*の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討	重症心身障がい児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重症心身障がい児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
R1	年度取組状況	対象児童なし
3	医療的ケア児への支援	日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、主治医や医療機関・訪問看護事業所等の協力を得ながら支援体制を構築します。また当該児童についてのサービス調整会議や、町全体に係る医療的ケア児への支援への課題等について、芽室町自立支援協議会の中で協議する仕組みを構築します。
R1	年度取組状況	芽室町医療的ケア児支援事業において1名に訪問看護師派遣（幼稚園）、民間保育所入所に係る看護師人件費負担1名を実施しました。また転入による令和2年度保育所新規入所予定児童について、対応マニュアルの作成や医療機関・保育所・保護者の共同カンファレンス開催など、必要なサービス調整を行いました。

(2) 保護者支援の推進

子どもの障がいの有無にかかわらず、保護者が安心して子育てに邁進できるための支援を行います。

番号	項目	内容
1	相談支援体制の充実	芽室町発達相談事業を中核に、専門職を活用しながら様々な相談ニーズに応じます。また保護者間の相談協力体制を充実させます。
R1	年度取組状況	芽室町発達相談事業は 111 件実施（12 月末）で例年より 1 割強多い件数で推移しています。ペアレントメンター派遣について、例年通り学習会での講話や個別相談会に参画していただいたことに加え、個別の相談対応 3 件において、相談者の希望に基づき同席・相談対応協力（延べ 5 名のペアレントメンター）をいただきました。次年度の有償化を検討しています。

(3) 地域支援の強化

発達支援を要する児童が、普段通う場所で適切な支援が得られるための事業を強化します。

番号	項目	内容
1	保育所等訪問支援事業の強化	児童が所属する機関を巡回支援したり、所属機関において療育サービスを提供することで集団への適応を支援します。
R1	年度取組状況	訪問支援を重視し、3 件の実施と、児童クラブ児童館へ 64 時間実施しました。
2	人材育成の充実	様々な研修の機会を設け、発達支援を要する児童の支援と配慮について、かかわる保育士や教師等が共通理解のもと取り組めるための事業を実施します。
R1	年度取組状況	発達支援センター学習会：学習会 2 回、実践報告 1 回の計 3 回開催し、延べ 228 人が参加しました。事例発表では、ひだまり保育所、芽室小学校、めむろ子どもセンターで行っている実践報告を行いました。 芽室町特別支援教育講演会：「いじめに関する事実と具体的対応 ～科学的データと子どもの問題の予防」和久田学氏（公益財団法人子どもの発達科学研究所）を実施し 80 名の学校教諭が参加しまし

	た。 このほか、町内小学校校内研修・育児ネットめむろや育児サークルへの講師派遣、地域の講演会（自閉症療育と医療的ケア児支援）への実行委員派遣を行いました。
--	---

（４）特別支援教育の充実

発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や児童の実態把握と共通理解の形成、または教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実させます。
R1 年度取組状況		保育と教育の架け橋を創るカンファレンスを年3回開催しました。このほかに年長児保護者の年間を通じた学校見学とそこに発達支援センター職員の同行を実施しました。
2	学習上の支援	学習に特異な困難を抱える子どもに対して、内外の専門家を活用し、見通しと根拠のある学習支援がなされる体制を構築します。
R1 年度取組状況		芽室町読み書き支援スクリーニングガイドラインに沿って、読み書きに困難を抱える児童について早期発見早期支援に取り組み、通級指導教室など必要な学習支援への接続を図りました。6月に全小学校2年生、9月に全小学校1年生を対象に全町共通チェックを実施しました。

2. 就労支援

(1) 就労支援体制の強化

関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ると共に、実習機会を確保することにより、障がいのある人の就労に対する意欲の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就労支援体制の充実	福祉、商工業、教育などの関係機関で構成する「自立支援協議会就労支援部会」を運営し、就労に関する問題を発掘し、その解決策を検討します。
R1 年度取組状況		・ 町内企業の障がい者雇用を具体的に進めるため、「障がい者雇用事業所見学会」を開催（3月19日）。また、障がい者雇用のニーズの高い企業を戸別に訪問し、一般就労に向けて協議した（1社）。 ・ 特別支援学校卒業生の進路について、関係者による協議を実施した（5名）。
2	実習機会の確保	芽室町障害者職場実習支援事業等により、町が障がいのある人を採用し、様々な役場業務を体験することにより、就労意欲の向上を図り、就労に必要な態度を身につけられるよう支援します。
R1 年度取組状況		職場実習では5名、就労体験では8名の方に対して役場業務の体験実習を実施。職場実習においては、各実習生のニーズに合わせて新たな業務の調整や社会的マナー等の確認を行った。

(2) 福祉的就労の充実

一般就労へ繋げる福祉的就労の場の更なる充実を図ると共に、福祉的就労事業所への支援を行います。

番号	項目	内容
1	NPO 法人や福祉的就労事業所との連携整備	福祉的就労事業所などと就労における課題を共有し、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。
R1 年度取組状況		町内において就労系サービスを展開している障がい福祉サービス事業所を対象とし、各事業所の概要や取り組み状況の共有、就労に関する意見交換を行った。

2	福祉的就労事業所への支援	「芽室町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁舎内における授産製品販売等の支援を行います。
R1 年度取組状況		役場第一庁舎内において就労支援事業所で生産したパンの販売を行っている（月1回）。また、不定期で役場施設での販売を行っている。

（3）一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

NPO 法人などと連携し、一般就労への定着促進を図ると共に、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。

番号	項目	内容
1	一般就労定着支援の促進	一般就労定着支援を実施する NPO 法人などとの連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、一般就労定着支援を促進します。
R1 年度取組状況		平成 28 年度より「NPO 法人プロジェクトめむろ」に事業委託。一般就労した障がい者の定着支援のため、雇用企業を訪問し、企業も含めた双方のフォローアップを行った（5社6名）。 ・本事業により、今年度に一般就労した障がい者数：0名
2	各種助成制度の周知	一般就労定着支援を実施する NPO 法人やハローワーク、商工業団体等との連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障がい者雇用を促進します。
R1 年度取組状況		町内企業の障がい者雇用を具体的に進めるため、「障がい者雇用事業所見学会」を開催。
3	障がい者雇用の理解促進	企業等を対象にした説明会の開催、企業訪問での情報交換などの実施により、障がい者雇用の現状や課題を把握し、企業等の障がい者雇用に対する関心と理解を深めます。
R1 年度取組状況		町内企業の障がい者雇用を具体的に進めるため、「障がい者雇用事業所見学会」を開催。また、企業を訪問し、各企業が置かれている障がい者雇用の現状や課題、今後の計画などについて、個別に情報交換等を行った。

3. 生活支援

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け自立した生活を営むことができるよう支援します。

番号	項目	内容
1	訪問系サービスの充実	居宅で食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護などのサービス提供事業所との連携を図り、居宅での生活を支援します。
R1 年度取組状況		制度に準じて実施した。
2	日中活動系サービスの充実	日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練などのサービス提供事業所との連携を図り、日中の活動を支援します。 また、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。
R1 年度取組状況		制度に準じて実施した。
3	一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。
R1 年度取組状況		制度に準じて実施した。
4	訪問入浴サービスの実施	居宅での入浴が困難な障がいのある人に、訪問により浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図ります。
R1 年度取組状況		令和元年6月より新規1名が利用した。
5	日常生活用具等の支援の充実	日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具や補装具の給付を行います。補装具給付の対象とならない軽度難聴児の、補聴器の購入費等の一部を助成します。
R1 年度取組状況		制度に準じて実施した。
6	各種福祉手当の周知	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、手続きに関して適切な情報提供を行います。

R1 年度取組状況		制度に準じて実施した。
7	各種助成制度等の周知・助成	税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について適切な情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。
R1 年度取組状況		障がい種別ごとに助成制度等のパンフレットを作成し、手帳交付時等に対象者に配布した。
8	医療給付・助成制度の実施	特定の障がいを除去・軽減するための医療に対する自立支援医療（更生医療・精神障害者通院医療等）の制度周知や適正な運用を図ると共に、重度心身障害者医療費助成制度の実施により経済的負担を軽減します。
R1 年度取組状況		重度心身障害者医療給付事業のパンフレットを作成し、対象者に周知を行った。

（2）居住系サービスの充実

障がいのある人の状況に応じた生活の場を確保するため、町内の居住系サービスの充実を図ります。

番号	項 目	内 容
1	グループホームの充実	障がいのある人やその家族の高齢化などの状況や「親亡き後」を見据え、居住系サービス提供事業所との連携を図り、新築または既存建物の活用も視野に入れ、民間活力によるグループホームの整備に努めます。
R1 年度取組状況		町内社会福祉法人が女性を対象としたグループホームを整備し、R2 年 4 月開所予定。また、「働く障がい者」を対象としたグループホーム等の整備について、芽室町における課題を検討した。
2	住宅改造費助成の実施	在宅生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。
R1 年度取組状況		希望者なし。

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要なため、相談支援体制の充実を図ります。また、必要な情報をわかりやすく入手できる情報提供に努めます。

番号	項目	内容
1	計画相談支援の充実	芽室町相談支援事業所において、障害福祉サービス等の利用にかかるサービス等利用計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。 また、相談支援事業の一部を民間事業所に委託し、専門性の確保や継続性のある相談支援体制の強化に努めます。
R1 年度取組状況		計画相談支援（直営）：69 件 平成 27 年度より「十勝障がい者総合相談支援センター」へ一部業務委託し、町外事業所のサービス利用者や困難ケースへの対応を実施（42 件）した。
2	基幹相談支援センターの検討	障がいのある人の総合的な相談のほか、地域の事業者間の調整や支援といった役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。
R1 年度取組状況		平成 24 年 10 月に開設した芽室町相談支援事業所がその機能を担っている。
3	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくり	障がいのある人やその家族の高齢化や障がいの重度化を踏まえ、生活の場の確保、緊急時の受入れ体制の整備、医療ニーズへの対応、介護保険サービスと障害福祉サービスとの有機的な連携等、地域の体制をつくります。
R1 年度取組状況		町内の障がい福祉サービス事業所を対象とし、各事業所の概要や取り組み状況の共有、生活支援に関する意見交換を行った。

4	情報提供体制の充実	必要な情報をわかりやすく入手できるよう、インターネットなどの活用や、障がいの特性に配慮した情報提供に努めると共に、窓口で対応する職員の資質向上に努めます。
R1 年度取組状況		各種制度の情報提供は相談支援を通じて実施した。 障がい種別ごとに助成制度等のパンフレットを作成し、手帳交付時等に対象者に配布した。また、重度心身障害

		者医療給付事業のパンフレットを作成し、対象者に周知を行った。パンフレットの情報については、町ホームページに掲載した。
5	専門的人材の養成	サービス等利用計画を作成する職員の専門性を高めるため、研修等へ参加し専門的人材の養成に努めます。
R1 年度取組状況		令和元年度は2名を相談支援専門員研修（新規研修）に派遣した。また、資格を所持している者も相談員の資質向上のため、相談支援に関する研修に参加した。
6	自立支援協議会の実施	ひきこもりも含む相談内容の多様化等に対応するため、庁舎内の各担当係や各関係機関との連携を図り、情報共有や支援体制の調整に努めます。また、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱える様々な課題を分かち合い、その課題解決に向けた協議の場を設置します。
R1 年度取組状況		生活支援部会（15回開催、実対象人数21名、延人数37名）、ひきこもり部会（5回開催、実対象人数13名、延人数54名）を開催し、情報共有や支援体制の調整を実施した。（※令和2年2月1日現在）

（4）権利擁護の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、権利擁護支援体制の整備に努めます。

番号	項目	内容
1	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の普及や市民後見人の養成・活動支援により、成年後見制度の利用を促進します。
R1 年度取組状況		芽室町社会福祉協議会と連携して取り組んでおり、平成30年度より1名の障がい者が制度を利用している。また、社会福祉協議会及び高齢者の成年後見担当部署と月1回定例の会議を行い、支援を要する方などの情報交換を行っている。
2	日常生活自立支援事業の利用促進	福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援し、判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の利用を

		促進します。
R1 年度取組状況		芽室町社会福祉協議会と連携して取り組んでいる。利用希望者2名（内1名は年度中に終了）に対し支援を行っている。
3	障がい者虐待防止の体制整備	障害者虐待防止法の趣旨や内容について、広報誌等を利用し普及・啓発に努めると共に、相談や通報等の窓口を周知し、早期対応による安全の確保に努めます。
R1 年度取組状況		警察や住民からの障がい者虐待通報2件を受理し、関係機関との連携等により対応を行った。
4	行政サービス等における合理的配慮の推進	代読・代筆・筆談などそれぞれの来訪者に合わせた窓口での適切な対応や、障がい特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。 また、障害者差別解消法に基づく芽室町の「職員対応マニュアル」の内容充実や研修等の実施により、町職員の障がいや難病についての理解を深め、障がいのある人に対する合理的配慮の推進に努めます。
R1 年度取組状況		ホワイトボードを用いた筆談や、筆記が難しい方への代筆、インターネットメールによる情報提供など、障がい特性に応じた対応や情報提供を実施した。 「障害者差別解消法に係る職員対応マニュアル」を改訂し、町職員への周知や新人職員研修にて紹介した。
5	障がいを理由とする差別解消のための啓発	障がいのある人が、そのことを理由に差別を受けることがないように、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」に書かれている理念や内容について、広報誌などによる周知、講座や講演会等の開催により、障がいのある人やその保護者、町民に対して広く普及・啓発に努めます。
R1 年度取組状況		障がいについての基本的な知識や配慮について、町民の理解を広げるため、広報誌に記事を掲載（4月・9月・10月・11月）し普及・啓発を図った。

(5) 地域での安全安心の確保

災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。

番号	項目	内容
1	個別避難プランの作成推進	災害時要援護者台帳 [*] への登録を促すと共に、登録者の個別避難プランの作成を推進し、災害時に即対応できるような仕組みづくりを推進します。
R1 年度取組状況		避難行動要支援者のうち、聴覚障がいの方の避難支援計画（個別計画）の作成について、担当係への協力を行った。
2	災害時の安全確保	関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の指定を進めます。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や、障がい特性により集団生活が困難な人の避難場所の確保など、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
R1 年度取組状況		町内社会福祉法人が整備するグループホームおよび短期入所施設に、福祉避難所の機能を兼ね備えるため、法人と担当係において協定内容の協議など準備を進めた。

(6) 疾病の予防と早期発見

障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

番号	項目	内容
1	健診の重要性の普及啓発、受診勧奨	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
R1 年度取組状況		柏の里めむろ利用者に対し、「巡回ドック」（1月開催）の時期に合わせて、受診勧奨を実施した。
2	健診を受けやすい健診体制・環境づくり	障がいのある人が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。
R1 年度取組状況		柏の里めむろ利用者に対し、保健福祉センターを会場とした健診の受診勧奨を実施した。希望者には日中一時支援事業を活用し、通所職員が受診時の同行支援を行い、

	安心して受診できる体制整備を行った。
--	--------------------

(7) ユニバーサルデザイン*の推進

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの推進を図ります。

番号	項目	内容
1	道路施設等の環境整備	案内標識、交通安全施設の充実やバリアフリー*化の観点に基づく整備等により、障がいのある人や高齢者、子ども達にやさしい道路・歩道整備に配慮します。
R1 年度取組状況		具体的な実績はないが、関係課と連携し取り組む。
2	公共施設のユニバーサルデザイン化	障がいの有無にかかわらず、様々な人が利用する公共施設は、新築や改築計画のあるものなど、可能なものからユニバーサルデザイン化を進めます。
R1 年度取組状況		具体的な実績はないが、関係課と連携し取り組む。

4. 支援を広げるための施策

(1) 理解と交流の促進

障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や、障がいの有無にかかわらず市民同士がふれあう機会の充実を図ります。

番号	項目	内容
1	障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方、「障害者週間」（12月3～9日）などについて、広報誌等を活用し広く周知を図り、市民の理解と障がいに関する意識の向上を目指します。 また、既に実施されている合理的配慮の事例等について、広報誌等を活用した周知、障がいのある人やその保護者、企業等を対象とした講座や、市民を対象とした講演会を開催し、障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」の理念の普及・啓発に努めます。
R1 年度取組状況		障がいについての基本的な知識や配慮について、市民の理解を広げるため、広報誌に記事を掲載（4月・9月・10月・11月）し普及・啓発を図った。
2	住民意識調査の実施	「まちづくりアンケート」等を活用し、障がいに関する住民意識を把握します。
R1 年度取組状況		「まちづくりに関する住民意識調査」の中に、障がいに関する設問を2項目設定し、住民意識を把握した。
3	障がいのある人との交流の促進	町内福祉事業所の協力により、事業所視察、作業体験などの交流の機会を充実します。また、障がいのある人との交流を深めるイベントとして、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」及び「ふれあい雪中運動会」の開催を支援します。
R1 年度取組状況		視察依頼に対し、事業所の協力で視察を行った。また、イベント運営費の一部を補助金として支出した。
4	障がいに関するシンボルマークの普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとした様々なシンボルマークや表示について、正しい理解と普及に努めます。

R1 年度取組状況	広報誌においてシンボルマークの特集記事を掲載し、町民への周知・啓発を図った。
-----------	--

(2) 町民活動等への支援

当事者団体や家族会などの活動の周知・支援を行います。

番号	項 目	内 容
1	身体障害者福祉協会芽室分会の活動支援	会員相互の協力、親睦等を通じて障がい者福祉の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
R1 年度取組状況		運営費の一部を補助金として支出した。
2	どんぐり会の活動支援	会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
R1 年度取組状況		運営費の一部を補助金として支出した。
3	ことばを育てる親の会の活動支援	発達に支援が必要な子をもつ親の研修を行う本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
R1 年度取組状況		親の会は今年度の総会をもって解散したが、発達支援センターが保護者支援として場の提供や相談対応など継続して実施した。
4	広報活動の充実	各種団体等の活動内容や活動状況について、パンフレットの作成や広報誌・ホームページ等の活用により、広く町民へ周知し、活動の活性化を図ります。
R1 年度取組状況		未着手。